

文化庁移転準備会議規約

(名 称)

第1条 本会は、文化庁移転準備会議（以下「準備会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 準備会議は、文化庁の京都移転を円滑かつ早期に実現するため、京都側が準備すべき事項について検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化庁の庁舎のための土地の提供、庁舎の建設費用の応分の負担、職員等の受入れに係る協力に関すること。
- (2) その他、準備会議で必要と認められたこと。

(組 織)

第4条 準備会議は、別表の準備会議構成員をもって組織する。

(議 長)

第5条 準備会議に議長1名を置き、準備会議構成員のうち京都府副知事をもって充てる。

- 2 議長は、必要に応じて準備会議を招集し、これを運営する。

(副議長)

第6条 準備会議に副議長2名を置き、準備会議構成員のうち京都市副市長及び京都商工会議所専務理事をもって充てる。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第7条 議長及び副議長が必要と認める場合には、準備会議構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

- 2 議長及び副議長が必要と認める場合には、準備会議構成員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第8条 準備会議の事務は、議長及び副議長の所属する団体において共同で処理する。

- 2 その他の業務については、第4条に掲げる準備会議構成員の所属する団体が協力・分担し、処理する。

(その他)

第9条 この規約に定める事項のほか、準備会議の運営に関して必要な事項は、議長及び副議長が共同し別に定める。

附 則

この規約は、平成28年10月7日から施行する。

別表（第4条関係）順不同

京都府副知事
京都市副市長
京都商工会議所専務理事
京都府総務部長
京都府政策企画部長
京都市行財政局長
京都市総合企画局長
京都商工会議所 理事・企画室長
京都経営者協会専務理事
一般社団法人京都経済同友会 理事・事務局長
公益社団法人京都工業会専務理事
京都府中小企業団体中央会専務理事